（様式第１）

令和　　年（20　　年）　　月　　日

　　公益財団法人　滋賀県産業支援プラザ

 理事長　　高橋　祥二郎　　様

**企業ものづくり診断事業　診断要請書**

「企業ものづくり診断事業」の内容を理解したうえで、以下のとおり診断員によるものづくり診断を要請します

|  |  |
| --- | --- |
| 企業名 |  |
| 所在地 | 〒滋賀県 |
| 代表者役職・氏名 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印※印は代表者印とする | 電話番号FAX番号 | ( 　　) 　　―( 　　) 　　― |
| E-mail |  |
| 業種 |  | 資本金 | 百万円 | 従業員数 | 人 |
| 創業年月日 |  | 主力商品 |  |
| （企業ものづくり診断に応対する貴社の責任者名および役職、連絡先）（診断の期間を通じて、頻繁に連絡を必要とします）※上記の代表者・所在地・連絡先等と同じ場合は記入不要です役職：氏名：住所：〒電話番号：メールアドレス： |
| １　企業ものづくり診断を受けるに至った背景 |
| 貴社が当診断を受ける理由、目的を以下に従いご記入くださいなお、当診断事業は経営指標（売上、利益等）に言及するものではありません。ものづくり現場とその周辺の関連領域の競争力、強みや改善が望ましい点を客観的な視座で評価し、改善への気づきを認識いただくためのものです |
| 課題認識 | 貴社のものづくりの現状において、課題認識されていることをご記入ください。（例：Q品質、Cコスト、D納期 の切り口／生産管理、品質管理等の管理機能　　　など、自由に記述してください） |
| 改善実績 | 貴社が定常的に実施されている、全社レベルあるいは現場や部門レベルの改善活動があれば記入してください。また、それらの活動の状況（満足している、不足な点がある、など）を記入してください。診断の際の参考にします。(例：５S活動、提案活動、小集団活動、原価低減活動など) |
| 診断への期待 | 診断に期待すること（例：外部目線での評価、他社との比較など）を記入してください |
| その他 | 当事業をどのようにしてお知りになりましたか* 滋賀県産業支援プラザ ホームページ
* 滋賀県産業支援プラザ パンフレット
* 事業推進員、支援プラザ職員からの紹介
* その他　（　　　　　　　　　　　　　　　　　　）
 |
| ２　企業ものづくり診断を受ける事業者の所在地、交通機関と最寄り駅からの略図（貴社HPからの転載など既存資料添付可） |
|  |

【提出時の添付資料】

※別途、以下の書式の提供をお願いします。

１ 「企業ものづくり　診断リスト 簡易版」の実施結果

２ 「機密事項の利用および保護に関する同意書」

３　貴社の会社案内パンフレットまたはホームページ等の会社概要情報

**企業ものづくり診断　診断要請書の提出にあたって**

１　要請にあたっては、事前の注意事項等をよくお読みのうえ診断要請書を提出してください

２　「企業ものづくり診断 要請書」および添付書資料の提出後、所定の審査がございます。要請内容、予算状況等により、ご希望に添えない場合がありますので、予めご了承ください

3 当診断事業は、企業の「ものづくりの診断」を行うものであり、経営指標（売上、利益等）に直接言及するものではありません。外部目線を通じて、自社のものづくりに関する強みや特徴を認識いただくとともに、改善を必要とする点を認識いただくものです。あらかじめご了解ください

４ 診断は、診断員の現地訪問による予備診断3時間、本診断6時間、報告会２時間で行います。独自の診断リストに基づきものづくりに関するヒヤリングを行い、ものづくり現場を拝見します。また、診断に必要な情報の開示を求めます

５　診断員と企業の代表者もしくは役員が近親者にあたる場合、または診断員と企業が顧問契約関係もしくはそれに類する継続的な支援関係にある場合は、当事業はご利用いただけません

６　「企業ものづくり診断 要請書」の専門家による代筆は認められません。申請企業の代表者もしくは責任者がご記入ください

７ 診断に際して、26,400円（消費税および地方消費税込）をご負担いただきます。診断事業が決定の後、診断員派遣の前に納付いただきます

８ 「企業ものづくり診断 要請書」の受領後、当プラザの事業推進員が事前調査のために企業を訪問し必要に応じたご面談と現場視察を行います。その後、滋賀県産業支援プラザでの審査、決定通知の発送、負担金納入（前払）等を経て、診断実施となります。申請から診断開始まで、書類の修正、負担金納入いただけるまでの日数により大きく変動します。余裕を持ってご提出ください

９ ご不明な点があれば　滋賀県産業支援プラザ　しが産業生産性向上経営改善センター（通称MMIC）までお問い合わせください